

武雄市告示第55号

武雄市庁舎市民エリアの利用に関する要綱を次のように定める。

平成30年4月16日

武雄市長 小松 政

武雄市庁舎市民エリアの利用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、武雄市庁舎ホール及びトレインビューテラス（以下「市民エリア」という。）の利用に関し、武雄市庁舎管理規則（平成18年規則第54号）に規定するもののほか必要な事項を定めるものとする。

(利用時間)

第2条 市民エリアの利用時間は、午前8時から午後9時までとする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(公共に供する場合の利用の制限)

第3条 公用若しくは公共用に供するため必要が生じたときは、市長は、市民エリアの利用を制限することができる。

(利用の届出)

第4条 市民エリアの全部若しくはその一部（ホール又はトレインビューテラスの概ね2分の1以上を利用する場合に限る。）を利用しようとする者又はポスターの掲示、ビラの配布その他の事前周知により市民エリアを利用しようとする者は、別記様式に必要な書類を添えて市長に届け出なければならない。

2 前項の届出は、利用しようとする日の3月前（市が後援するものについては、6月前）から行うことができる。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成30年5月7日から施行する。

(準備行為)

2 第4条第1項の規定による市民エリアの利用の届出については、この告示の施行前においても、行うことができる。

年 月 日

武雄市長 様

申請者 住所
団体名
代表者氏名
電話番号

武雄市庁舎市民エリアの利用について

武雄市庁舎市民エリアを利用したいので届けます。また、この行為は営利を目的としたものでありません。

記

- 1 利用する場所 ホール （ 全部 ・ 一部 ）
 トレインビューテラス （ 全部 ・ 一部 ）
- 2 実施期間 年 月 日（ ）～ 年 月 日（ ）
（実施時間 ～ ）
- 3 利用目的
- 4 参集人員（見込み） 人
- 5 事前周知 有 ・ 無
- 6 設備機器の使用 有 ・ 無
- 7 その他

※ 団体の概要を示す資料、実施する行為の内容を記載した資料を添付してください。